

点検・評価シート（１）

大和市学校教育基本計画

◆ 評価の基準について ◆

○施策の方向の「達成度」

A評価	施策の進捗状況が、令和７年度に期待された結果を上回っている。
B評価	施策の進捗状況が、令和７年度に期待された通りの結果になっている。
C評価	施策の進捗状況が、令和７年度に期待された結果を下回っている。



○基本目標の「総合評価」

A評価	基本目標の実現に向けて、期待を上回る結果が表れている。
B評価	基本目標の実現に向けて、期待された結果が表れている。
C評価	基本目標の実現に向けて、期待された結果が表れていない。

教育委員会の自己点検評価

基本目標１ 多様性を尊重し、人や社会とつながる力を育みます

一人ひとりの多様性を認め、尊重する意識を育てます。

他者や社会と関わることができる力を育てます。

【施策の方向１－１】 互いを尊重し、認め合う学校づくりの推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【いじめのない学校生活への支援】 児童指導において、いじめ等の多様化する対応の充実を図るため、全小中学校に児童支援中核教諭を配置し、子どもたちが安心して学校生活が送れるよう取り組みます。 市内全小中学校５・６年生及び全中学生を対象にした匿名報告・相談アプリ「STANDBY」を導入しています。 【青少年等の相談と、教職員に向けた学校相談体制の支援】 青少年（就学から３０歳まで）やその保護者・教職員の相談を受け、いじめを含め学校生活全般について適切な支援を行います。	
主要な施策の成果	
【教育研究支援事業】（指導室） - 各中学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、「魅力ある学校づくり」を推進できるよう、令和７年度より新たに「魅力ある学校づくり」のための教育研究費を各中学校に交付しました。また、指導主事等による学校訪問を積極的に行い、支援しました。 【いじめ等対策事業】（指導室） - 全小中学校に児童支援中核教諭を配置し、多様化するいじめ等への対応の充実を図りました。 - 児童生徒指導に見識のある学校支援員を配置し、いじめ等事案への対応に関して助言や支援を行いました。 - 全小中学校５、６年生及び全中学生を対象に導入しているいじめの匿名報告・相談アプリ「STANDBY」を活用し、いじめ等の早期発見・早期対応に努めました。 - 事案共有や事例研修を通して、各中学校が丁寧で素早い対応ができるように、中学校生徒指導連絡協議会、いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。 - いじめ・暴力行為等防止ポスターを募集し、いじめ防止に努めました。 - スクールロイヤーを配置し、各中学校の児童生徒指導や保護者対応において、法的な観点で助言を受け、適切に対応することができました。また、スクールロイヤーによる学校訪問を実施し、管理職等に対して、スクールロイヤーの活用方法や各中学校が抱える課題について助言等を行いました。 【青少年相談・街頭補導事業】（青少年相談室） - 青少年心理カウンセラーとスクールソーシャルワーカーによる来室相談と電話相談や、全小中学校へ派遣している教育相談員による来室相談において、児童や保護者からのいじめに関する不安や悩みなどの相談があった場合、学校や指導室、その他関係機関との情報共有を行い、課題解消に向けて対応しました。	

今後の主な課題

【教育研究支援事業】（指導室）

- ・令和7年度から市内全小中学校が実態や課題に応じて、創意工夫を生かした教育活動を展開する「魅力ある学校づくり」に取り組んでいます。
- ・学校が子どもたちにとって居心地のよい場所となるよう、教職員が子どもたちに寄り添いながら、子どもたちの仲間意識を醸成し、お互いのよさを認め合える関係づくりを進めていく必要があります。
- ・今後も、学校支援を行うほか、各学校の研究の取り組みを共有できる仕組みを作るなど、「魅力ある学校づくり」の更なる推進を図っていく必要があります。

【いじめ等対策事業】（指導室）

- ・多様化する課題に対し、指導と支援の二つの視点から児童生徒理解に努めるための教職員の資質及び能力の向上が必要です。また、いじめ防止対策推進法に関する理解を深め、全教職員が法の趣旨に則った適切な対応を図れるようにする必要があります。
- ・いじめについては、内容が複雑かつ深刻化している場合があり、早期発見・早期対応が重要となってきました。また、教員の抱え込みや初期対応のトラブルにより、事案が重大事態につながるおそれもあることから、いじめ認知後、校内で早急に情報を共有すること及び組織的に対応することが必要です。
- ・SNS等による潜在的ないじめの予防と早期発見が必要です。
- ・教職員の多忙等、様々な要因により、教育相談体制の弱体化が懸念されます。

【青少年相談・街頭補導事業】（青少年相談室）

- ・相談件数が増加する中、3名のスクールソーシャルワーカーがその専門性を生かして学校と連携し、児童生徒の情報を共有するとともに、いじめを一要因とする不登校等の児童生徒の抱える課題に対して、どのように対応していくか、他部署等と連携して、組織的・計画的な活動方法を継続して検討する必要があります。
- ・深刻な相談ケースについて、充実した相談活動をより推進する体制を構築する必要があります。

成果指標

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査による）

実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
95.9%	96.1%	96.3%	—	—	—	—	100%

（指標設定の理由）

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒一人ひとりに徹底させる必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。

（目標値設定の理由）

全ての児童生徒が「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を持つことが必要であるため、100%を目標値として設定します。

成果指標		「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査による）					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
68.0%	69.4%	72.9%	—	—	—	—	84.7%
(指標設定の理由) 児童生徒が困ったときに相談しやすい環境や信頼関係を整える必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 (目標値設定の理由) 現状値を基に、相談できていない児童生徒の半減を目標値として設定します。							
成果指標		「学校に行くのは楽しい」と答えた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査による）					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
84.7%	87.0%	87.5%	—	—	—	—	100%
(指標設定の理由) 児童生徒が「学校に行くのは楽しい」という意識を持てる学校にしていく必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 (目標値設定の理由) 全ての児童生徒が「学校に行くのは楽しい」と感じてほしいため、100%を目標値として設定します。							
成果指標に対する評価							
成果指標はいずれも増加しています。特に「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童生徒の割合は3.5%増加しており、各学校の相談体制の整備や取り組みの成果が表れています。引き続き、いじめ等の早期発見・早期対応ができるように相談体制を充実し、他部署等との連携をさらに深めていく必要があります。 また、「学校に行くのは楽しい」と答えた児童生徒の割合は、ほぼ横ばいであり、目標値に近づけるよう、各学校がそれぞれの特色を生かした「魅力ある学校づくり」を推進していく必要があります。							

【施策の方向1－2】 一人ひとりに応じた不登校対策の充実	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【不登校の未然防止対策】 「よりよい学校生活のためのアンケート」を実施し、学級や個人の状態を客観的に把握し、よりよい集団づくりや不登校・いじめの防止に役立てる学級づくりに取り組みます。 【不登校の児童生徒と保護者に向けての支援】 不登校児童生徒が学校以外で活動する場として教育支援教室（まほろば教室、ひだまりの教室）を、長期不登校生徒の社会的自立を目指す学びの多様化学校（引地台中学校分教室）をそれぞれ運営するとともに、各学校での不登校に対する取組みが活性化されるよう積極的な働きかけをします。 中学校には不登校生徒支援員を、小学校には不登校児童支援員を配置し、不登校や登校を渋りがちな児童生徒が、学校生活を安心して過ごせるように学習支援や教育相談・家庭訪問を行います。 不登校や登校を渋りがちな児童生徒の保護者に向けて、その悩みを理解し支援するために特別相談員を交えた保護者会を開催します。	
主要な施策の成果	
【教育研究支援事業】（指導室） ・新たな不登校を生み出さないためにも、各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、「魅力ある学校づくり」を推進できるよう、令和7年度より新たに「魅力ある学校づくり」のための教育研究費を各学校に交付しました。 【いじめ等対策事業】（指導室） ・児童支援中核教諭を小学校各校に配置し、各校でのきめ細やかな指導・支援を行うほか、匿名報告・相談アプリ「STANDBY」を活用し、いじめ等の早期発見と早期対応に努めました。 【青少年相談・街頭補導事業】（青少年相談室） ・青少年心理カウンセラーとスクールソーシャルワーカーによる来室相談と電話相談において、不登校に関する相談に対応し、学校や関係機関との連携も図りながら継続的な支援を進めました。 ・教育相談員を小学校へ派遣し、児童や保護者の不登校に関する不安や悩みなどの相談に対応し、学校と連携した有効的な支援を行いました。 ・スクールソーシャルワーカーの専門性の活用に加え、家庭、学校、地域の関係機関が連携することにより、不登校に関する複雑化した悩みや不安を抱える児童生徒とその保護者に対して、課題解消に向けた支援を行いました。 ・不登校の解決を図るため、青少年心理カウンセラーとスクールソーシャルワーカーがチームを組み、それぞれの専門性を生かして内的要因・外的要因の両面からアプローチするよう相談体制を構築し、地域を分けてチームで受け持つことで、必要な情報を共有しながら、学校へ働きかけるなどの支援を実施しました。	

【不登校児童生徒援助事業】（青少年相談室）

- ・全ての小中学校に配置している不登校児童生徒支援員は、年間合計で13,045件の学習支援、教育相談、家庭訪問を行っており、学校と連携して不登校の未然防止や早期対応に努めるとともに、教室に入ることができない児童生徒の継続的な別室登校や不登校状態の改善につなげました。
- ・不登校の児童生徒が通室する教育支援教室「まほろば教室」において、学習支援、人間関係作りを中心に、体験活動などを積極的に取り入れ、児童生徒の社会的自立を図りました。
- ・「まほろば教室」に教育相談員を配置し、不登校の相談から「まほろば教室」への通室につなげるとともに、「まほろば教室」に通室する児童生徒への継続的な支援を行いました。
- ・不登校の児童生徒の保護者に対し、不登校状態の改善に向けた「登校を考える保護者会」を開催し、教育相談アドバイザーの助言を受ける機会や保護者同士がお互いの思いを語る機会を設けました。
- ・令和4年4月の「引地台中学校分教室」の開室をきっかけに、改めて長期にわたって学校へ登校できていない生徒とのつながりが生まれました。また、児童生徒の社会的自立に向け、児童生徒一人ひとりにあった支援を、本人及び保護者に対し継続的に行いました。
- ・全国的に不登校児童生徒数出現率は増加傾向にある中、本市中学校においては、令和6年度は前年度に比べ0.14%減少しました。^{注1}

特記事項

【不登校児童生徒援助事業】（青少年相談室）

- ・分教室1期生(令和4年度卒業生)の令和8年4月からの主な進路状況については、就労・進学（4年制通信制高校、大学）・その他となっています。

今後の主な課題

【いじめ等対策事業】（指導室）

- ・各学校では、新たな不登校の児童生徒を生み出さないために、「魅力ある学校づくり」や授業づくり、人権意識の向上、多様な子どもたちを包摂する柔軟な取組などが求められています。

【青少年相談・街頭補導事業】（青少年相談室）

- ・現在不登校状態にある児童生徒に対して、各学校や他機関との連携を図りながら、個に応じた支援体制の更なる充実が必要です。

【不登校児童生徒援助事業】（青少年相談室）

- ・全小中学校に不登校児童生徒支援員を配置し、校内支援センターにて、登校に困難さを抱える児童生徒の生活や学習の支援、教育相談、家庭訪問などを行っています。
- ・「まほろば教室」が、不登校児童生徒にとって、居場所の一つとなるよう、児童生徒の実態に応じて、その在り方や取り組みを見直していく必要があります。
- ・不登校などをテーマとした研修会や保護者を充実し、若手教員や保護者への支援を幅広く行う必要があります。
- ・教育相談コーディネーターや担任と連携し、不登校に対する初期対応の迅速化、円滑化を図り、一人ひとりの児童生徒に対する指導・支援方法について、各小中学校、全教職員と共有できるよう学校への働きかけを進めていく必要があります。
- ・不登校状態が長期化・固定化した生徒に対し、「登校のみを目標としない新たな学びの場」として「引地台中学校分教室」を選択肢の一つに加え、社会的自立に向けた多様な働きかけをする必要があります。
- ・不登校については、低年齢化している傾向があり、本市小学校においても、令和6年度の不登校児童数出現率は前年度と比べると0.23%増加したため、今後、不登校児童生徒支援員の勤務時間や勤務日数を増やすことを検討したり、業務内容を再考したりする必要があります。^{注1}
- ・学校が各校の不登校児童生徒の背景について理解を深め、実態に合わせて主体的に関わることができるよう、対応力向上を目指す研修を行う必要があります。また、不登校を未然に防止するための学校全体の環境整備に関する研修や、各校の校内教育支援センターの実態に合わせた指導助言を行う必要があります。

成果指標		学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による)						
実績値								最終目標値
	R5(計画策定時) ^{※1}	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11
小学校	70.9%	66.4%	※2	—	—	—	—	82.9%
中学校	57.6%	56.5%	※2	—	—	—	—	72.6%

(指標設定の理由)
誰一人取りこぼすことのない教育の取り組みを示す指標として設定します。

(目標値設定の理由)
令和5年度末の現状値を踏まえ、毎年2ポイント、2.5ポイント程度改善させることをそれぞれ目指し、目標値を設定します。

※1 計画策定時は令和6年度の数値が出ていなかったため、本計画においては令和5年度を参考数値としました。

※2 令和7年度の実績値については数値が出ていないため本報告書においては令和6年度までの記載となります。

^{注1} 令和7年度の不登校児童生徒数出現率については数値が出ていないため、令和6年度と令和5年度を比較しています。

成果指標に対する評価

令和6年度の「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合」は、令和5年度と比べると減少しています。しかしながら、「学校内外の機関で専門的な指導・支援を受けていない児童生徒」であっても、ほとんどの不登校児童生徒が教職員や不登校支援員など、学校の教職員とつながることはできています。学校や不登校支援員による、教室以外での居場所づくり・学習環境づくり・児童生徒との関係づくり等が、不登校児童生徒の出席率改善につながるため、引き続き支援員の業務内容の充実と継続した支援体制の構築に取り組む必要があります。

今後は、学校での未然防止や、初期段階での対応をより進めるために、学校と教育委員会、関係機関がより連携していく必要があります。また中学校では、小学校からの情報の引継ぎと連携を強化し、スムーズな環境適応が図られるように配慮した支援を行うことが重要です。

【施策の方向1－3】 支援の必要な児童生徒への適切な教育の推進	【施策の達成度】 A
主な取り組み	
【特別支援教育の推進】 特別な教育的支援を要する児童生徒に対し、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行うことにより、特別支援教育の充実を図ります。 【日本語教育支援の推進】 日本語指導が必要な児童生徒に対し、初期日本語指導及び適応指導を実施するなど、日本語での学習内容等を理解できるように支援します。 【大和市特別支援教育センター相談業務の充実】 特別な教育的支援を要する児童生徒が、適切な就学ができるようにします。 【大和市特別支援教育巡回相談チームの派遣の充実】 学校からの要請に基づき、児童生徒の支援方法や校内支援体制についての相談を行います。 【通級指導教室（はぐくみの教室・ことばの教室）の運営】 通常の学級に在籍で、特別な教育的支援を要する児童生徒に対し、学校と連携しながら、指導・支援を行います。	
主要な施策の成果	
【小・中学校特別支援教育就学奨励事業】（学校教育課） ・特別支援学校への就学奨励に関する法律等の趣旨に基づき、大和市立の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図りました。 【特別支援教育研究事業】（指導室） ・大和市特別支援教育研究会において、教職員の特別支援教育に係る専門的な知識やスキルの向上のため、学習会を実施しました。また、小学校では3、4年生を対象に宿泊移動教室、中学校では9校合同の交流会を実施しました。 【外国人児童生徒教育推進事業】（指導室） ・令和7年4月に設置した日本語支援センター「スマイル」を拠点として、日本語指導が必要な児童生徒に対して、より細やかな支援ができるよう体制を整えました。 ・外国人児童生徒に対し、日本語指導員による日本語指導、及び教員と連携した教科支援、並びに外国人児童生徒教育相談員の派遣による教育相談、通訳及び母語支援などを行うことにより、日本語の定着や母語継承に向けた教育を行いました。 ・国際教育担当者会を開催し、外国人児童生徒に関する日本語指導や共生教育について学ぶことで、国際教育担当者の理解を深めました。 ・年度途中に編入する外国人児童生徒や就学前の外国人児童生徒への教育相談を実施した上で、学校に対し情報提供を行い、スムーズな就学につなげました。 ・就学前の外国人児童生徒への入学準備支援を大和市国際化協会へ委託することで、外国人児童生徒とその保護者への支援を行いました。 ・外国人児童生徒の保護者に対し、通知文書等の内容が正確に伝わるよう、翻訳を行いました。	

【特別支援教育推進事業】（指導室）

- ・特別支援学級や通常の学級の担当教諭等を対象に特別支援教育推進研修会を開催しました。
- ・98名の特別支援教育ヘルパー、37名の特別支援教育スクールアシスタントを配置し、充実した支援体制を設けることにより、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、児童生徒の困り感の解消につなげました。
- ・大和市特別支援教育巡回相談チームの派遣については、各学校からの要請に基づいて実施していることに加え、特別支援教育担当指導主事や特別支援教育相談員による学校訪問などを通して、各学校の状況を把握した上で、必要に応じて実施しました。
- ・6名の児童生徒が通室している教育支援教室「ひだまりの教室」では、障がいの状態や教育的ニーズに合わせ、個別に支援を行いました。また、学校とのケース会では、学校で安心して過ごすためにどのような支援体制や支援を行っていくかについて助言しました。
- ・特別支援教育センターに設置した「はぐくみの教室」において、通常の学級に在籍している情緒面や行動面、学習の仕方に課題がみられる児童生徒に対して、より豊かな人間関係を築き、安心して学校生活を送ることができるよう、一人ひとりの特性に応じた支援や指導を行いました。
- ・就学相談・移籍相談・教育相談などの相談体制の充実を図りました。また、より機動的に学校を訪問し、各学校の実態把握に努め、ケース会への参加や教職員への指導及び助言を行いました。
- ・市内3校に設置されていることばの教室では、ことばや聞こえに課題がある児童に対し、課題を改善するための指導を行いました。
- ・特別支援教育担当指導主事と特別支援教育相談員が、特別な配慮を要する児童生徒の保護者からの相談を受け、個々のニーズに応じた対応や支援に関するアドバイスを行いました。

特記事項

【外国人児童生徒教育推進事業】（指導室）

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対して、より細やかな支援ができるよう、日本語指導の拠点として、渋谷小学校内に、日本語支援センター「スマイル」を令和7年4月に設置しました。
- ・学校内にプレクラスが移設されたことにより、児童生徒や保護者にとって、日本の学校生活がよりイメージしやすい環境となりました。
- ・プレクラススタッフと渋谷小学校の国際教育担当者との間で、連絡協議会を開くなど連携を密に図り、市内小中学校の教員に対し公開研修授業を実施しました。

今後の主な課題

【外国人児童生徒教育推進事業】（指導室）

- ・令和7年4月に設置した日本語支援センター「スマイル」を拠点として、日本語指導が必要な児童生徒に対して、より細やかな支援ができるよう、学校への周知や学校との連携が必要です。
- ・大和市国際化協会やボランティアの方々など関係者との情報共有を通じ、連携を強めていく必要があります。

【特別支援教育推進事業】（指導室）

- ・各学校において、全ての教職員の特別支援教育に対する理解と専門性の向上、校内支援委員会の確立等、特別支援教育の支援体制の再整備が進められており、特別支援教育担当指導主事や特別支援教育相談員による学校訪問の充実が必要です。
- ・支援の必要な児童生徒が年々増加し、教育的ニーズも多様化しているため、特別支援教育スクールアシスタント、特別支援教育ヘルパー及び看護師の計画的な配置を、今後も継続していくことが必要です。
- ・巡回相談の活用に向け、各学校の教職員へ積極的に周知を図っていく必要があります。特別支援学級に在籍し不登校の状態にある児童生徒への支援のため、青少年相談室と連携し、「ひだまりの教室」の機能を充実させる必要があります。
- ・国や県、他自治体のインクルーシブ教育の推進の動向を注視しながら、本市の特別支援教育の支援体制の課題を整理し、検討していく必要があります。
- ・ことばと聞こえの障がい、早期からの指導や訓練が有効であり、小学校入学段階での早期入級が望まれるため、広く周知することが必要です。
- ・ことばの教室では、個々のニーズに対応するための機器や防音効果の高い施設の整備が必要です。
- ・重度障がいや医療的ケア等、教育的ニーズの高い児童生徒の入学・進学に向けた相談に対応するため、教職員には、より専門的な知識が求められます。また、スムーズな入学・進学につながるよう、受け入れる学校の支援体制に対する助言や指導を行う必要があります。

成果指標		大和市特別支援教育センターで扱った、特別支援や発達に関する保護者や学校からのべ相談件数					
実績値							最終目標値
R5(計画策定時)※	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11
436件	452件	439件	—	—	—	—	496件
（指標設定の理由） 保護者と学校の教員が専門家と相談することは、特別な教育的支援の必要な児童生徒への適切な教育の推進につながります。一人ひとりの子どもに適した教育が行われていることを示す指標として設定します。 （目標値設定の理由） 特別支援や発達に関する保護者や学校からの相談の充実を図るため、毎年前年度10件増を目標値とします。 ※計画策定時は令和6年度の数値が出ていなかったため、本計画においては令和5年度を参考数値としました。 （参考値 令和5年度センターで扱った相談319件+巡回相談117件=436件）							
成果指標に対する評価							
相談件数は毎年400件を越えており、保護者や学校からの相談ニーズの高さがうかがえます。各種相談では、関係機関と連携し、本人・保護者との合意形成を図り、よりよい学びの場につなげることができています。巡回相談については、引き続き管理職も含め教職員への周知を積極的に行い、巡回相談の良さに気づくことができるような働きかけを行うことが必要です。							

【施策の方向1－4】 地域と協働した学校教育の推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【社会に開かれた教育活動】 学校・家庭・地域と一体となって開かれた学校運営を進めることにより、共通したビジョンを持ち、学校教育の充実を図ります。 【地域と連携した教育活動】 地域の方々が持っている専門的な知識・技能及び経験を学校教育に取り入れることを推進します。 【教育活動の紹介】 特色ある教育活動を大和市ホームページ等で公開し、市民に周知することにより、学校教育への理解を図ります。 【大和市の教育に関する統計等の資料の発行】 前年度の活動成果や指針を集約した統計及び研究検討の資料として、「大和の教育」を発行します。また、発行した内容については、大和市ホームページへ掲載します。 【教育功労者の表彰】 学校教育や社会教育の分野において、長年にわたり活動いただいた功労や、他の模範となった功績をたたえ、表彰します。	
主要な施策の成果	
【教育委員会運営事務】（教育総務課） ・教育委員会定例会を12回開催し、延べ17名の方が傍聴しました。 ・教育委員の意見を施策により反映できるよう、協議会を12回開催しました。 ・市民等の声が直接教育委員に届くよう、「教育委員への手紙」を受け付けました。 ・教育委員会のホームページにおいて、会議録や会議資料を公開しました。 【教育委員会褒章事業】（教育総務課） ・令和7年度は、教育功労者として37名と4団体を表彰しました。 【大和の教育刊行事業】（教育総務課） ・教育委員会の主な活動実績、統計、資料などを集約して一冊の本にまとめた「大和の教育」を刊行し、関係各所に配布するとともに、教育委員会のホームページに掲載しました。 【小・中学校児童・生徒活動等運営事業】（学校教育課） ・児童生徒の病気、けがの見舞いや、地域で開催するお祭りやイベント等により必要となる費用を学校交際費とし交付することで、学校運営の円滑化を図りました。	

【小・中学校地域教育力活用推進事業】（指導室） ・学校が地域と連携し、社会とつながる協働的な学びづくりの環境を整えるため、学校運営協議会を、新たに桜丘小学校・上和田小学校に設置しました。 ・学校からの推薦をもとに、学校評議員を依頼、学校運営協議会委員を委嘱し、学校の教育目標や経営方針についての意見交換や学校関係者評価を実施しました。 ・学校支援ボランティア人材バンクに登録された専門的な知識や技術を持った地域の方々の情報を各校へ提供し、教科学習などで活用しました。 【教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所） ・各種広報紙のホームページ上での公開を通して、子どもたちの学校での様子等を広く市民に伝えました。							
今後の主な課題							
【小・中学校地域教育力活用推進事業】（指導室） ・学校と保護者や地域住民、その他の関係者が協働しながら教育活動を推進していく体制を再構築するため、令和9年度、大和市立全小中学校への学校運営協議会設置に向けて、関係機関と連携して、準備を進めていく必要があります。 ・学校における働き方改革を進めることも大切ですが、学校が地域とのこれまでの関係性を基盤として、地域とより連携・協働を図るよう努めていく必要があります。 【教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所） ・現在の学校教育について広く市民に周知するとともに、市民の関心のある情報を発信する必要があります。							
成果指標		「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査による)					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
65.4%	78.0%	75.4%	—	—	—	—	80.0%
(指標設定の理由) 地域や社会との活動を通じて、地域や社会への関わろうとする意識を持つ必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 (目標値設定の理由) 全国平均値からみた大和市の現状値を基に、80%を目標値と設定します。							
成果指標に対する評価							
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合が低下していることから、学校と保護者や地域住民、その他の関係者が協働して教育活動を推進していく体制づくりを積極的に進め、地域と児童生徒のつながりをより深めていく必要があります。							

基本目標１ 多様性を尊重し、人や社会とつながる力を育みます

〔総合評価〕 **B**

〔基本目標１に対する評価、及び目標達成に向けた施策の展開方針〕

施策の方向１－１「互いを尊重し、認め合う学校づくりの推進」については、各学校において、創意工夫を生かした教育活動を展開し、「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、いじめの未然防止、早期発見に努めています。学校が子どもたちにとって居心地のよい場所となるよう、教職員が子どもたちに寄り添いながら、子どもたちの仲間意識を醸成し、お互いのよさを認め合える関係づくりを進めていく必要があります。次期学習指導要領の改訂の動きを注視しながら、今後も積極的に指導主事等による学校訪問を行ったり、研修内容を充実させたりするなど、各学校が児童生徒に寄り添った適切な対応や関係機関との連携を図ることができるよう、様々な施策に粘り強く取り組んでいきます。

施策の方向１－２「一人ひとりに応じた不登校対策の充実」については、本人の生活リズムの乱れ、無気力、不安抑うつに不登校の要因がある児童生徒が多くみられるため、その要因の解消に向け、引き続き不登校対策に関わる研修を行うとともに、学校の実状に即した校内教育支援センターの充実を目指していきます。

施策の方向１－３「支援の必要な児童生徒への適切な教育の推進」については、支援の必要な児童生徒の教育的ニーズに応じた教育の実現に向け、大和市特別支援教育センター「アンダンテ」を拠点として、相談体制や学校への支援・指導体制の強化を着実に進めています。また、日本語支援センター「スマイル」を拠点として、日本語指導が必要な児童生徒に対して、より細やかな支援ができるよう体制整備を進めています。支援の必要な児童生徒の教育的ニーズが、多様化、複雑化していることから、校内支援体制の整備を引き続き進めていきます。

施策の方向１－４「地域と協働した学校教育の推進」については、学校に求められる教育的なニーズが多様化する一方、地域においては高齢化や世代交代等の課題があり、地域コミュニティの希薄化が懸念される中、子どもたちが地域で様々な人と関わることで、将来自立した大人になるきっかけとなるよう、学校と地域の連携を強め、地域に開かれた学校づくりから一歩進んだ地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりを一体的に進めていく必要があります。

全体としては、各施策の方向に向けた取り組みを行うことで、概ね目標とする成果が表れています。引き続き、多様性を尊重し、人や社会とつながる力を育めるよう取り組んでいきます。

教育委員会の自己点検評価

基本目標2 新しい時代に求められる資質・能力を育みます

新しい時代に求められる児童生徒の資質・能力である、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育てます。

【施策の方向2－1】 学習過程を改善し質の高い学びを実現する取り組みの推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【教材教具の充実】 新しい時代に求められる児童生徒の資質・能力を育むための教材教具を見定め、学習効果を高めることを意図した教材教具の充実を図ります。 【学校訪問による指導力向上の推進】 指導主事の学校訪問により、教育全般にわたる教職員の指導力向上を図ります。 【教員の指導力向上の推進】 教職員を対象とする研修会を開催し、各種の教育課題に関し必要な専門知識や技能の習得を促進します。	
主要な施策の成果	
【教育研究支援事業】（指導室） - 各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、児童生徒の資質・能力が育まれるよう、令和7年度より新たに、「魅力ある学校づくり」のための教育研究費を、各学校に交付しました。また、積極的に指導主事等が学校訪問し、指導助言などを通して、教員の授業改善や指導力の向上につながるよう支援しました。 - 小中学校の教育研究会へ補助金を交付し、また、研究内容によっては指導主事が講師となり、国や県の動向についての情報提供や授業改善に向けた指導助言を行うなど、研究の充実を図りました。 【指導図書等整備事業】（指導室） - 各学校に指導書を配布し、教科指導を効果的に行える環境の整備を進めました。 - 小学校においては国語、英語及び算数（指導書セット）、中学校においては国語、英語及び理科（指導書セット）の指導者用デジタル教科書を配信しました。 【英語教育推進事業】（指導室） - A L T ・ A E T を派遣し、ネイティブスピーカーと直接接する機会を設け、英語によるコミュニケーション能力の向上を図りました。 - 義務教育9年間を見据えた英語教育を推進するため、教育課程研究協議会や外国語教育研修会を開催し、全中学校区において小中連携を図るとともに、小学校及び中学校での外国語教育の指導力向上を図りました。 - 英語によるコミュニケーションを実際に体験する機会として、夏休みに「English Day」を実施しました。	

【学力向上対策推進事業】（指導室）

- ・小学校において、全校児童を対象に放課後の学習を支援する「放課後寺子屋やまと」を実施し、基礎学力の向上を図りました。また、夏季休業期間中における学力向上や学習習慣の定着を目的とした「夏休み寺子屋やまと」を実施しました。
- ・中学校において、全校生徒を対象に授業中及び放課後において学習支援を行う「中学校寺子屋やまと」を実施しました。放課後の学習機会の提供や定期テスト前の学習フォローなどを行い、多様なニーズに対応しました。また、長期休業中における学習支援を実施しました。
- ・小中学校とともに、寺子屋コーディネーターが授業に入り、児童生徒の学習の様子を共有し、放課後等の学習支援につなげました。また、共有した児童生徒の情報をもとに、寺子屋コーディネーターと教員とが一緒に、児童生徒が主体的な学びとなるような授業の手立てや支援方法を考えました。

【小・中学校移動水泳授業実施事業】（指導室）

- ・小学校12校、中学校5校において、引地台温水プールでの移動水泳を実施しました。

【小・中学校教材等整備事業】（指導室）

- ・学校の要望に基づき、教育活動に必要な教材を整備しました。

【小・中学校特別支援教育教材備品等整備事業】（指導室）

- ・特別支援学級において、個々のニーズに合った教材備品等を整備することで特別支援教育の充実を図りました。

【情報教育推進事業】（教育研究所）

- ・教育の情報化に関する調査研究部会では、全ての学習の基盤となる情報活用能力を育成するための授業の在り方について調査研究を行い、体系表の文言の見直しや実践事例の収集に取り組みました。
- ・ICTの活用等に関する研修講座を開催し、教職員の指導力の向上を図りました。
- ・1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した授業を行えるよう、マニュアルの作成や研修会の開催、活用事例の紹介等を積極的に行いました。

【理科センター運営事業】（教育研究所）

- ・様々な理科・環境教育を実践する機器の学校への貸出しや、微小生物の配布を行うことで、理科・環境教育の授業に役立てました。

特記事項**【英語教育推進事業】（指導室）**

- ・これまで、ALT・AETを直接雇用して学校に派遣し、教員とのチームティーチングによる授業を行い、児童生徒が英語を使う機会を提供することなどを通して、児童生徒のコミュニケーション能力を育成してきました。令和8年度からは、民間事業者の授業企画力、教材選定力、カリキュラム運営能力を活用するため、プロポーザル方式により業者を選定し、ALT・AETの派遣を民間事業者に委託しました。

今後の主な課題**【教育研究支援事業】（指導室）**

- ・各学校の実態や課題に応じて、創意工夫を生かした教育活動を展開し、児童生徒や教職員にとって魅力ある学校となるよう、引き続き、学校支援を行い、「魅力ある学校づくり」のさらなる推進を図っていく必要があります。

【英語教育推進事業】（指導室）

- ・ALTやAETと教員との連携がスムーズに図られ、委託業者と学校との連携体制を確立できるよう、実施状況を把握し、支援していく必要があります。

【学力向上対策推進事業】（指導室）

- ・児童生徒の資質・能力を育むために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善への取り組みを継続していく必要があります。
- ・児童生徒が与えられた課題に取り組むだけではなく、自ら目標を設定し、学習状況を見直し、目標を達成するために、何をすればよいか考えたり、諦めずに粘り強く主体的に取り組んだりできる自己調整力を育成することも必要です。また、継続して、児童生徒に必要な力をバランスよく育むために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る必要があります。
- ・次期学習指導要領の方向性や内容について、教職員への周知が必要であるため、丁寧な研修が求められます。

【小・中学校教材等整備事業】（指導室）

- ・教材教具研究協議会で見直しを行った標準教材品目票を基準とし、教材のデジタル化推進等の動向を注視しつつ、学校の要望に応じた整備を進める必要があります。

【情報教育推進事業】（教育研究所）

- ・引き続き、児童生徒の情報活用能力を育成するための授業の在り方について、実践をとおして研究を進める必要があります。
- ・学習に効果的な端末活用の事例を随時発信し、学習目的に応じた活用を推進していく必要があります。

成果指標		「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査による)						
実績値								最終目標値
	R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
小学校	81.8%	86.7%	83.9%	—	—	—	—	93.3%
中学校	80.3%	87.7%	85.1%	—	—	—	—	93.9%
（指標設定の理由） 新しい時代に求められる資質・能力を身につける必要があり、児童生徒が身につけた力を実感しながら学ぶことにより、更なる教育効果が得られるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 （目標値設定の理由） 小学校では、1クラス（35人学級）当たり4から5人、中学校（40人学級）では、1クラス当たり5人、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていないと感じている児童生徒がおり、できていないと感じている児童生徒の半減を目標値として設定します。 ※成果指標は、全国学力・学習状況調査の質問項目の数値を反映しています。令和7年度の調査では、質問項目の文言が「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、<u>広げたりすることができている</u>」へと変更されています。								
成果指標に対する評価								
小学校、中学校ともに、令和6年度の計画策定時の実績より低下しています。各学校での校内研究等を通して、学習過程を改善し、質の高い学びを実現できるよう、取り組みを進めていく必要があります。								

【施策の方向2-2】 想像力を育む読書活動の推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【学校図書館教育の推進】 学校図書館の運営や活用の支援を行い、図書館教育の推進を図ります。また、学校図書館の機能を十分発揮できるよう、図書環境の充実を図ります。	
主要な施策の成果	
【小・中学校図書館教育推進事業】（指導室） ・「図書館を使った調べる学習コンクール」への積極的な取り組みと応募を各学校に働きかけた結果、多数の応募がありました。 ・学校図書館が「主体的な学び」を支える「情報センター」としての役割を担えるよう、学校図書館の環境を整備しました。 ・小学校及び中学校にデジタル新聞を活用できる環境を整備することにより、時事への関心を持つ機会を設けました。また、調べる学習の資料として有効活用することで知識を広げ、考えを深める機会を増やしました。 ・担当指導主事が中心となり、研修会での講義や演習を実施したほか、各学校を訪問し学校図書館の運営や活用について支援するなど、学校図書館教育全般の指導及び支援を行いました。 ・学校司書の全校配置により、書籍が整理されるなど、学校図書館における読書活動の環境が整い、多くの児童生徒の利用につながりました。 ・学校図書館システムによって、データの活用を進め、読書活動や学習活動の活性化を図りました。 ・令和6年7月より、市立図書館で導入している電子図書館に関して、市立小中学校の児童生徒の一人一台端末において活用できるよう、電子図書館アカウントを一斉付与しており、児童生徒の読書環境の充実を図り、学校での学習等に活用することによって、子どもの読書活動推進につなげました。 ・市立図書館と学校が連携し、市立図書館の図書をまとめて一定期間借用することで、総合的な学習の時間のほか様々な教科において、児童生徒の調べ学習の充実につなげました。	
今後の主な課題	
【小・中学校図書館教育推進事業】（指導室） ・情報活用能力の育成のための活動では、新聞や図書教材の適切な活用を図る必要があるため、引き続き、新聞の配架やデジタル新聞の配信等が必要となります。 ・学校図書館教育担当教諭と学校司書が連携を図り、児童生徒のニーズに応じた選書に努めながら、蔵書の新鮮度を高めるために計画的な入れ替えを継続していく必要があります。	

成果指標		「読書が好き」と答えた児童生徒の割合（大和市読書調査による）					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
79.2%	81.8%	80.5%	—	—	—	—	81.9%
（指標設定の理由） 読書が好きと答えた児童生徒の国語の正答率が高い傾向にあることから、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 （目標値設定の理由） 令和元年度から令和5年度までの実績値の最高値（令和5年度：小85.4% 令和元年度：中74.6%）を基に算出した値を目標値と設定します。							
成果指標に対する評価							
成果指標については、令和6年度の計画策定時の実績値から減少しましたが、児童生徒1人当たりの月間読書冊数は、小学校では12.6冊から13.5冊へ増加し、中学校では5.0冊から6.3冊へ増加しています。学校図書館スーパーバイザーの配置は令和6年度で終了しましたが、これまでの取り組みの積み重ねにより、各学校で創意工夫し、一定の成果を上げています。							

【施策の方向2－3】 豊かな人間性を育む体験学習の充実	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【体験学習の充実に向けた支援】 児童生徒の心豊かな人間性を育むため、自然や優れた芸術に触れたり、福祉に関わったりできるよう支援します。 【部活動への支援】 部活動での様々な体験を通じ、自ら成長する力を育成するため、中学校の部活動の振興を図ります。	
主要な施策の成果	
【学力向上対策推進事業】（指導室） ・社会性や協調性を育むため、子どもたちが異学年の児童や地域の方々と交流する遊びの場の提供や、七夕の短冊づくりなど季節を感じられるようなものを作るイベントを企画し実施しました。 【中学校部活動等支援事業】（指導室） ・中学校の部活動運営に関して、地域指導者の情報提供や指導者派遣の支援を行うことで、顧問と地域指導者が連携した効果的な活動につなげました。 【小・中学校行事等支援事業】（指導室） ・小学校では、6年生を対象とした芸術鑑賞会「心の劇場」を実施しました。 ・小中学校においては、専門家を学校に招き、芸術を児童生徒が直接鑑賞する機会を設けました。 ・小中学校においては、野外教育活動（キャンプ）を実施し、人や自然との触れ合いを通じ、体験活動の中で感性を育みました。 ・小学校において、対話型美術鑑賞を通じ、専門家の協力を得て作品をより深く鑑賞することができました。 ・社会体験や職場体験を通じ、社会的自立や職業的自立に向けた体験の場を設けました。 【理科・環境教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所） ・子ども科学教室を5回、おもしろ科学館を2回開催し、多くの参加者がありました。子どもたちは、身近なものから生まれる様々な不思議に触れながら、自然の営みや科学技術のおもしろさを体験しました。	
今後の主な課題	
【小・中学校行事等支援事業】（指導室） ・野外教育活動や芸術鑑賞を通じて育んだ感性を表出できるような環境や場の設定が必要となります。 ・キャリア教育の充実のため、効果的な体験学習やキャリアパスポートの有効的な活用が必要です。 ・各学校での体験活動がより充実できるよう、地域と学校の連携の在り方を見直し、協働体制を築く必要があります。 【理科・環境教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所） ・おもしろ科学館や子ども科学教室は定員に対して非常に多くの応募があり、希望する子どもがより多く参加できるような開催方法を引き続き考える必要があります。	

成果指標		各学校の体験学習の回数					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
3.5回	3.4回	3.9回	—	—	—	—	5回
(指標設定の理由) 教育活動の中での児童生徒の実態把握のため、各学校の体験学習の回数を指標として設定します。 (目標値設定の理由) 文化芸術振興計画に基づき、各学校年間5回を目標値とします。 ※文化芸術振興計画「第3期」付属資料P.54「市立小・中学校の文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数」							
成果指標に対する評価							
各学校の体験学習の回数は、微増となっています。近年、インターネットやテレビ等を介して感覚的に学びとる「間接体験」や、シミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「疑似体験」の機会が増えてきている中、児童生徒の心豊かな人間性を育むためには、ヒト・モノや実社会に実際に触れ関わり合う「直接体験」を、今後も重視していく必要があります。また、体験学習を充実させるためには、より地域と連携・協働を図る必要があります。							

【施策の方向2－4】 本市の教育課題に対応した研究・研修の実施	【施策の達成度】 A
主な取り組み	
【教員の指導力向上の推進】 教職員を対象とする研修会を開催し、各種の教育課題に関し必要な専門知識や技能の習得を促進します。 【教育に関する調査研究・研修の推進】 今日的な教育課題の調査研究を行います。様々な教育課題及び専門教科に関する研修講座を開催します。 【社会性を育むための教職員の研究・研修】 学校教育における人権・同和教育を推進し、教職員の人権意識を高めます。豊かな人間性と社会性及び対人関係能力を培い、人格的資質の向上を図ります。	
主要な施策の成果	
【教育研究支援事業】（指導室） ・教育課題研究推進校である大野原小学校においては「「他者とともに学びをつくり深める子ども」の姿を目指して」、林間小学校においては「進んで学ぶ ふたばっ子の育成を目指して～貫く言語活動で、どの子も「わかった」「できた」へSTEP UP～」について、研究発表を行い、市内小中学校へ情報発信しました。また、研究の成果物に関しては、リーフレットや教職員用ネットワークパソコン上で情報提供を行いました。 【教職員研修実施事業】（指導室） ・学校のニーズに応じ実施する要請訪問では、学校より計52回の指導主事派遣の要請を受けました。教科指導に関する要請では、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善に学校全体で取り組めるよう、要点を整理して助言しました。また、各校が「魅力ある学校づくり」に取り組む中で、教科指導以外の要請も増えており、全国学力・学習状況調査の結果や次期学習指導要領の改訂に関する情報を提供しながら講義を行いました。 ・各学校の学力向上担当者による会議を開催し、「これからの学び」をテーマにグループ協議を行いました。 ・教員が主体的に学び続け、それらが児童生徒へ還元され、充実した学校生活が送れるよう、これまでの市主催の研修会等の在り方について、課を超えて協働しながら、課題を整理し、見直しを行いました。 ・初任者の資質向上に向けて助言を行う年2回の初任者訪問や、個別具体的な授業づくりの指導を通して教員を支援していく「授業づくりラボ」など、新たな学校訪問の取り組みを行いました。 【人権教育推進事業】（指導室） ・指導主事や教職員が人権に関する各研修会に参加するほか、人権教育に関わる内容をさまざまな研修で取り扱うなど、教職員の人権意識を高め、学校教育における人権教育の推進を図りました。	

【教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所）

- ・児童生徒一人ひとりが安心して学び、楽しく通える学校の実現を目指し、多様な研修を実施しました。
- ・不登校児童生徒への理解と支援の在り方に関する講座に加え、国際理解教育、人権教育、健康・安全教育など、多様なテーマについて学ぶ機会を設け、学校における支援体制の充実や教育現場での実践に役立てる研修を計画・開催しました。
- ・災害発生時に自分の命を守るという観点から、防災教育の在り方を考える講座を開催しました。
- ・具体的な授業実践の事例を通して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の理解を深めるとともに、教員が見通しを持った授業を構想する力を身に付けられるよう、講座を計画・開催しました。
- ・教育実践者として著名な現役の教員や研究者を講師として招き、「主体的・対話的で深い学び」に関する授業実践の事例や探究型授業の指導法について学ぶ研修講座を開催し、授業力向上を図りました。
- ・授業力向上に関する調査研究部会では、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」というテーマのもと、専門家である大学の名誉教授を講師に招いて研究に取り組み、授業力向上を図りました。

【理科・環境教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所）

- ・指導主事による訪問研修では、理科を指導した経験が少ない教員等の指導力向上を図るとともに、実験の方法や教材づくりの助言などを行い、併せて機器の貸出しも行いました。相談窓口を継続して設けることで、先生方の授業づくりの一助となるよう心掛けました。また、薬品管理研修を全校で行うことで、理科準備室の管理方法について周知しました。
- ・理科教育に関する調査研究部会では、環境教育について子どもが自分ごととして捉えられる授業の研究を進め、「SDGsカード」の作成、及びカードでの学習方法について研究しました。
- ・教育有識者を招いての研修講座を開催し、教職員の理科教育に関する基礎知識の習得を図りました。
- ・子ども科学教室の開催を通して、児童生徒・保護者の科学技術への興味関心を高めることができました。

今後の主な課題

【教職員研修実施事業】（指導室）

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取り組みのため、学校からの研修要請が増加しており、学校の要請に適切に応じるためには、指導主事の学習の機会が必要です。研究校の公開授業・協議会参加、文部科学省の検討委員会オンライン傍聴等の時間の確保等が必要であるほか、その中でも特に指導主事同士での情報共有の時間の確保が重要と考えています。
- ・次期学習指導要領の改訂の動きを注視し、改訂の方向性や内容について、各学校への確かな情報提供が求められます。
- ・教員が自ら専門性を高めていく意識を持ち、主体的に研修に取り組み、多くの学びを得ることができる研修の体系づくりが求められており、教員の多様なニーズに応えられるよう、研修等については、毎年、見直しや調整を図り、研修内容を改善したり開催方法を工夫したりすることが必要です。

【人権教育推進事業】（指導室）

- ・指導主事及び教職員が、人権意識を高めるとともに、子どもの人権、貧困等にかかる人権、LGBTQなどの多様な人権課題について学ぶ機会を引き続き提供する必要があります。

【教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所）

- ・社会の変化に伴う様々な教育課題に対応するために、教職員のニーズや今後の教育情勢を見据えた研修講座を立案・企画していく必要があります。
- ・若い教員や経験の浅い教員が増加しているため、授業づくりに関する研修講座を立案・企画していく必要があります。
- ・授業に直ぐに生かせるように、具体的な実践を取り入れた研修講座を立案・企画していく必要があります。
- ・特別支援教育やいじめ等対策・不登校などの課題については、指導室や青少年相談室と連携して研修講座を立案・企画していくなど、研修全体を協働して運営する必要があります。
- ・引き続き「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業について研究するとともに、各校に実践事例を発信していく必要があります。

【理科・環境教育に関する調査研究・研修事業】（教育研究所）

- ・教員への周知、教員の技能向上のため、訪問研修や薬品管理研修を継続して行います。加えて学習指導要領に則した理科・環境教育を実践するために、今日的課題の一つである、環境教育に重点を置き、その授業方法や主体的・対話的で深い学びの充実について調査研究を行う必要があります。
- ・理科研修講座については、理科教育における基本的な知識や実験観察の技能向上など、教員のニーズに沿った内容を立案・企画していく必要があります。
- ・環境問題に対する子どもの認識はこれまでの経験や地域性による部分も大きいいため、調査研究部会での取り組みを十分に周知し、各校での環境教育に生かしていくための工夫が必要です。

成果指標		今日的な課題に対応した研修講座に参加した教職員の延べ人数					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
600人	1162人	1377人	—	—	—	—	1200人
（指標設定の理由） 今日的な課題に対応することのできる教職員を育成するためには、できるだけ多くの教職員が研修講座に参加する必要があるため、教職員の延べ人数を指標として設定します。 （目標値設定の理由） 教職員全員が、年間で1回は市が主催する今日的な課題に対応した研修講座に参加することが望ましいため、現時点での概算の教職員数を目標値として設定します。							
成果指標に対する評価							
今日的な教育課題を把握するため、指導主事が外部研修へ参加したほか、講師と研修講座の事前打合せを行ったことで、教育課題や受講者のニーズを反映した研修講座の立案・企画を行うことができました。加えて、研修申込みの電子化や簡略化を図ったことで、昨年度より多い教職員の研修の参加につながりました。教員が持続的・主体的に学び続ける環境を整備するためにも、引き続き、受講者のニーズを把握することや今日的な教育課題に対応した講師選定及び研修講座の企画が必要です。							

【施策の方向2－5】 教育ＩＣＴ環境の整備及び利活用の推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【教育の情報化の推進】 ＩＣＴ機器を活用した様々な授業実践に関する研修講座の開催や調査研究を行います。また、児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、授業における１人１台端末の活用を推進します。 【教育ネットワークの運用管理】 小中学校等をインターネット網で結ぶ教育ネットワークシステムの保守管理を行います。また、校務支援システム及びＩＴ資産管理システムの運用管理を行います。加えて校外等の学習でもネットワークが利用できるよう、モバイルＷｉ－Ｆｉルータを整備します。 【各学校への教育用コンピュータの整備】 小中学校に設置した教育用コンピュータや電子黒板等の運用管理を行います。	
主要な施策の成果	
【情報教育推進事業】（教育研究所） ・プログラミングをして意図したとおりにロボットが動くかを試す「チャレンジプログラミング教室」の成果発表の場として、おもしろ科学館で「プチロボ競走」のブースを開設しました。 ・プログラミング教育では、小学校理科や中学校技術科でプログラミングロボットの貸出しを行うとともに、授業の進め方に関する事前研修や当日の授業支援等を行いました。 【教育ネットワーク運用管理事業】（教育研究所） ・小中学校等をネット回線で結ぶ教育ネットワークシステムを正常に維持管理し、学校間、校内の情報共有を図りました。 【教育用コンピュータ運用管理事業】（教育研究所） ・ＩＣＴ支援員の支援を受けながら端末を活用した授業を実践し、教員の実践力が高まりました。 ・小中学校の１人１台端末や大型提示装置の故障対応及び追加整備を実施し、学校の適切なＩＣＴ環境の維持管理を行いました。	
今後の主な課題	
【情報教育推進事業】（教育研究所） ・国の方針に基づき、子どもたちの「プログラミング的思考」（論理的思考）の育成を図るため、引き続きプログラミング教育を推進する必要があります。 ・ＩＣＴ支援員と協力しながら適切な教材整備や指導案の提供などの授業支援を引き続き行う必要があります。 ・教職員の業務の効率化や質の向上を図るため、生成ＡＩ等の先端技術の利活用について調査・研究を行い、ガイドラインの整備や研修講座の開催等の取り組みを進める必要があります。また、学習においても、新しい技術を活用した他自治体の取り組みについて、情報を収集する必要があります。 【教育ネットワーク運用管理事業】（教育研究所） ・児童生徒１人１台端末や教職員用の校務用コンピュータについて、今後も安全で安定的に使用できる教育ネットワークの維持及び運用管理が必要です。	

【教育用コンピュータ運用管理事業】（教育研究所）								
・児童生徒の時代に即した学びを保障するため、ＩＣＴ支援員の継続した配置などＩＣＴ支援体制を引き続き維持することが必要です。								
・児童生徒１人１台端末をより一層有効に活用するための調査・研究が必要です。								
・児童生徒の時代に即した学びを保障するため、ＩＣＴ機器の更新などＩＣＴ環境の整備を推進する必要があります。								
成果指標		「ノートや教科書、本などと同じようにＰＣを活用している」と答えた児童生徒の割合（大和市生活・学習アンケートによる）						
実績値								最終目標値
	R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
小学校	88.8%	89.9%	86.1%	—	—	—	—	95.0%
中学校	81.6%	81.4%	69.2%	—	—	—	—	90.0%
(指標設定の理由)								
文部科学省が示した教育DXに係る当面のKPIに準じ、ほぼ全員の児童生徒が端末の利活用を行えるように指標を設定します。								
(目標値設定の理由)								
小学校では、１クラス（３５人学級）当たり３から４人、中学校（４０人学級）では、１クラス当たり６人、活用できていない児童生徒があり、活用していない児童生徒の半減を目標値として設定します。								
成果指標		常時端末活用ができるための故障機整備率						
実績値								最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11	
100%	100%	100%	—	—	—	—	100%	
(指標設定の理由)								
文部科学省が示した教育DXに係る当面のKPIに準じ、児童生徒の学習活動を止めない環境が維持できていることを測るために設定します。								
(目標値設定の理由)								
故障機について整備を行うことで、１人１台端末が維持できるため、１００%を目標値として設定します。								
成果指標に対する評価								
「ノートや教科書、本などと同じようにＰＣを活用している」と答えた児童生徒の割合が、中学校において減少しました。児童生徒が必要に応じて適切にＰＣを活用できるよう、引き続きＩＣＴ環境の整備や児童生徒の情報活用能力の育成が必要です。								
「ＧＩＧＡスクール構想」に基づく児童生徒１人１台端末の早期実現のため、国の補助金や臨時交付金を活用して令和２年度に同端末の整備を行い、児童生徒１人１台端末環境が実現されました。令和４年度には臨時交付金を活用してネットワーク環境を改善しました。その後も故障等への対応のため追加整備を行い、１人１台端末環境を維持しています。今後も、時代に即した児童生徒の学びを保障するため、令和８年度に予定している１人１台端末の更新などＩＣＴ環境の整備を行っていきます。								

基本目標2 新しい時代に求められる資質・能力を育みます

〔総合評価〕 B

〔基本目標2に対する評価、及び目標達成に向けた施策の展開方針〕

施策の方向2-1「学習過程を改善し質の高い学びを実現する取り組みの推進」については、各学校や教育研究会に、指導主事が訪問し、指導助言や講演を行ったり、要請訪問や寺子屋コーディネーターによる教員への授業力向上支援を行ったりする中で、各学校の研究の充実、授業改善、指導力の向上を図りました。今後も、これまでの要請訪問等の学校訪問に加え、より積極的に指導主事が訪問できる体制を整えるとともに、児童生徒の探究的な学びに応えられるよう学習環境の整備に取り組みます。また、「放課後寺子屋やまと」の学習支援などを推進し、子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用に取り組みます。

施策の方向2-2「想像力を育む読書活動の推進」については、担当指導主事による学校訪問により、各学校の図書館の実態把握、改善、充実が図られ、学校図書館の活用が進んでいます。今後も、各学校の特色を生かし、児童生徒のニーズに応えつつ、今後も引き続き学校図書館の環境整備への取り組みを工夫する必要があります。

施策の方向2-3「豊かな人間性を育む体験学習の充実」については、各学校において、児童生徒の実態に応じた企画運営を行い、自然や芸術などに触れ、人と感動を共有できるような取り組みを進めています。また、児童生徒が直接的・具体的な体験を通して豊かな感性を発揮する機会が設けられるよう、幅広い分野の体験の場を設定する必要があります。そのためにも、地域と学校が協働し、学校に多様な方々が関わっていくことで、多くの方々の専門性や地域の力を生かした教育活動などが実施され、学校での生活や学びがより豊かに広がりを持った充実したものとなるよう、支援していく必要があります。

施策の方向2-4「本市の教育課題に対応した研究・研修の実施」については、喫緊の教育課題に関する教員の指導力向上の取り組みを進めています。今後も受講者のニーズを把握し今日的課題に対応した研究・研修が必要です。

施策の方向2-5「教育ICT環境の整備及び利活用の推進」については、1人1台端末という環境を生かせるよう、学校と家庭で切れ目ない学習を行う一助となる学校サイト「学BOX」や各種デジタル教材の導入支援、Wi-Fi環境のない家庭への通信機器の貸出しなど、全児童生徒の学習意欲に応える、よりよい教育環境の整備を、引き続き進めていきます。また、プログラミング教育では、プログラミングロボットを活用した指導案の提供や授業支援など、教員が授業の中で安心してプログラミング教育に取り組むことのできる環境を今後も充実させていきます。

全体としては、各施策の方向に向けた取り組みを行うことで、概ね目標とする成果が表れています。引き続き、新しい時代に求められる資質・能力を育めるよう取り組んでいきます。

教育委員会の自己点検評価

基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育みます

児童生徒が安全に安心して過ごせる環境を整えます。

児童生徒の健康な心身を育みます。

【施策の方向3-1】 健康な心身を育成する健康教育の推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【児童生徒の健康管理の取り組みの推進】 疾病の早期発見と予防、健康の保持増進を図ります。新入学児童の健康状態を把握し、健康面などで配慮の必要な児童の適切な就学を図ります。 【健康な心身の育成】 教育活動全体を通じて、児童生徒が自分自身を肯定的に見つめられる学習活動や発達段階に応じた運動領域の実施を推進します。	
主要な施策の成果	
【就学時健康診断事業】（保健給食課） ・新入学児童の保護者に事前に通知し、10月から12月上旬にかけて市内小学校等を健診会場として、学校医の協力を得て、健康診断を実施しました。新入学児童の心身の状況を保護者が的確に把握することができ、円滑な学校生活を送ることにつながりました。 【児童・生徒健康管理事業】（保健給食課） ・学校医等による定期健康診断、尿検査、心臓病検診を実施し、必要に応じ精密検査を行い、複数の医師により組織された判定委員会で治療勧告等を行いました。 ・保健室における健康診断、健康相談、救急措置等に必要な備品の新規購入及び更新を行いました。 【いじめ等対策事業】（指導室） ・児童支援中核教諭を小学校各校に配置し、各校でのきめ細やかな指導を行うほか、匿名報告・相談アプリ「STANDBY」においていじめの早期発見と対応に生かしました。 【中学校部活動等支援事業】（指導室） ・中学校の部活動において、外部指導者を派遣し、専門的な見地から指導に携わってもらうことで、生徒が安心して活動できる環境を整えました。 【青少年相談・街頭補導事業】（青少年相談室） ・児童生徒への対応に関する理解を深めるため、「ヤングケアラーについての現状や児童虐待の対応について」、「自傷行為・薬物依存に対する理解と援助」、「不登校児童生徒への支援」をテーマとして教職員向けの研修を実施しました。	

今後の主な課題							
【就学時健康診断事業】（保健給食課） - 今後も学校と綿密な連携を図りつつ、学校医の協力を得て、就学時健康診断を実施する必要があります。 【児童・生徒健康管理事業】（保健給食課） - 保健室における健康診断等に必要な備品の老朽化が進んでおり、児童の安全な健康管理の面からも、引き続き計画的に更新する必要があります。 【青少年相談・街頭補導事業】（青少年相談室） - 児童生徒の多様な相談ニーズに教職員が適切に対応するために、今後も教育相談コーディネーターのみならず、教育相談に携わる多くの教員に対する支援の充実を図っていく必要があります。							
成果指標		「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査による)					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
80.9%	84.8%	86.5%	—	—	—	—	92.4%
(指標設定の理由) 心が健康であることは自分自身を肯定的に見つめられることにつながるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 (目標値設定の理由) 現状値を基に、自分のことを肯定的に捉えていない児童生徒の半減を目標値と設定します。							
成果指標		「運動やスポーツは、大切なものである」と答えた児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査による)					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
92.0%	93.2%	93.0%	—	—	—	—	96.6%
(指標設定の理由) 体を動かすことの楽しさや心地よさを感じ、運動やスポーツの大切さへの理解を進める必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 (目標値設定の理由) 現状値を基に、運動やスポーツの大切さを感じていない児童生徒の半減を目標値と設定します。 ※成果指標については、「全国体育・運動能力、運動習慣等調査」の質問項目の数値を反映していましたが、令和7年度の調査には、その項目が無くなったため、類似の質問項目「運動やスポーツは、好きである」の数値を参考実績として反映しています。							

成果指標に対する評価

「自分にはよいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合は、計画策定時と比較し増加しました。引き続き、児童生徒が自分自身を肯定的に見つめられるよう、体力の向上や心身の健やかな成長につながる活動の支援を継続していきます。

「運動やスポーツは、大切なものである（好きである）」と答えた児童生徒の割合は、計画策定時と比較しわずかに減少しました。引き続き、体を動かすことの楽しさや心地よさを感じ、運動やスポーツの大切さへの理解を進める取り組みを実施していきます。

【施策の方向3－2】健康な心身を育成する食育の推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【学校給食における食育の推進】 学校給食をモデルとした食育を推進します。 【安全安心な学校給食の管理運営】 学校給食共同調理場、単独調理校、受入校における衛生管理・調理業務や給食費の納付管理など、適正、円滑な学校給食の運営管理を推進します。 【安全安心な学校給食提供のための施設等の維持・管理】 安全安心で、良質な学校給食を提供するために、施設を適切に管理し、計画的な改修を実施するとともに、調理機器等を整備し、更新します。	
主要な施策の成果	
【学校給食管理運営事業】（保健給食課） ・給食の食材は国内産を基本として、遺伝子組み換えがされていないものを使用し、食品添加物を極力避けるなどの取り組みにより、安全で安心な給食を提供しました。 ・食材の食品衛生検査及び職員の細菌検査を月2回実施し、安全で安心な給食を提供しました。 ・学校給食をよりよくしていくために、大和市学校給食共同調理場運営協議会を開催しました。 ・調理従事者の資質向上をねらいとした調理従事者研修会を実施しました。 ・栄養教諭及び栄養士が行う給食調理施設の衛生検査を実施し、衛生管理の維持向上を図りました。 【給食費管理事務】（保健給食課） ・各小中学校に1名ずつ学校給食事務補助員を配置し、給食費の適正な徴収と管理を行うことによって、良質で安定した給食食材を計画的に購入し、児童生徒の健全育成へつなげました。 【北・中・南部学校給食共同調理場運営事業、単独調理校運営事業、受入校運営事業】（保健給食課） ・学校給食衛生管理基準に基づいて給食調理業務を実施し、安全で栄養のバランスのとれた給食を提供することで児童生徒の健康増進を図りました。また、これらを通じて日常生活における正しい食習慣を身につけることにもつなげました。 【給食共同調理場施設維持管理事務、単独調理校施設維持管理事務、受入校施設維持管理事務】（保健給食課） ・各調理場等の衛生管理の改善充実を図るために、施設設備の点検を行うことで実態を把握しました。 ・各調理場等の設備の改善補修や保守点検を計画的に実施し、安全に給食を提供しました。 【学校給食施設大規模改修事業】（保健給食課） ・学校給食施設の老朽化に対応するために、安全で衛生的な施設への改善を目的として改修工事を行いました。 ・令和7年度は、北部調理場中規模改修工事（建築一期、機械設備、電気設備、ボイラー設備の更新）を行いました。	

【学校給食食育推進事業】（保健給食課）

- ・食環境を整備し、米飯給食の回数を維持することにより、日本の伝統的な食文化や食習慣の学習機会を設け、児童生徒が心身ともに健全で豊かな人間性を育むことにつなげました。
- ・学校給食への理解を深めることをねらいとした学校給食展は、「みんながつながる 大和の給食」をテーマとして、パネル展示や学校での食育紹介、大規模調理機器の展示とかきまぜ体験などを実施しました。
- ・給食を通じて、食や食を取り巻く人、自然の恵みなどに感謝するきっかけとなるよう、全国学校給食週間に学校給食ポスター展を実施しました。
- ・調理実習を通して、家庭における食に対する意識を高め、給食の理解を深めることをねらいとした「わくわくおやこパン教室 in 学校給食展」を実施しました。
- ・栄養教諭、栄養士が学校を訪問して食育の授業を行い、食育に対する意識を高めました。
- ・学校給食における地場農産物の活用を図るため、じゃがいもや大根、白菜、大豆など地場産の食材を積極的に取り入れ、地産地消に取り組みました。

【学校給食設備整備事業】（保健給食課）

- ・衛生管理の改善充実のため、耐用年数を経過した学校給食設備を順次買換えるなど、安全で安心な給食が提供できる環境を整えました。
- ・調理機器の更新は、点検結果、経過年数等により計画的に進めました。
- ・「異物混入事故防止対策&対応マニュアル」に基づき、調理機器・器具等の管理を徹底するとともに、委託業者との情報交換会を定期的開催するなど異物混入の防止に努めました。

特記事項

【学校給食管理運営事業】（保健給食課）

- ・物価高騰により学校給食における食材料費の調達が厳しい状況となっていたことから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の物価高騰分について、小中学校に補助金を交付しました。

今後の主な課題

【学校給食管理運営事業】（保健給食課）

- ・引き続き、安全で良質な学校給食を提供するために、衛生管理の徹底等を図る必要があります。

【給食費管理事務】（保健給食課）

- ・給食費の未納率は低い水準にあるものの、毎年、一定の給食費の未納が発生しています。引き続き、未納発生から1年以内の徴収を目標に、給食費の納入について更に保護者に働きかけていく必要があります。

【北・中・南部学校給食共同調理場運営事業、単独調理校運営事業、受入校運営事業】（保健給食課）

- ・食品の搬入から調理、保管、配食における衛生管理を徹底し、安全で良質な学校給食の提供を維持する必要があります。

【給食共同調理場施設維持管理事務、単独調理校施設維持管理事務、受入校施設維持管理事務】（保健給食課）

- ・施設や設備の老朽化に伴い、点検結果等を踏まえ、計画的に改善補修等を行う必要があります。

【学校給食施設大規模改修事業】（保健給食課）

- ・空調設備や給排水設備などを含め、給食共同調理場や学校の給食施設全体の老朽化が進むなか、施設の延命化を図るために計画的に改修工事を行う必要があります。

【学校給食食育推進事業】（保健給食課） ・引き続き米飯給食の回数を維持して日本の伝統的な食文化の継承を行うとともに、学校給食を通じて食育への意識を高めていく必要があります。 【学校給食設備整備事業】（保健給食課） ・給食を安全かつ安定的に提供するため、総合機器点検の結果を踏まえ、計画的に調理機器等を更新する必要があります。							
成果指標		「健康でいるために、食事をしっかりと取ることは、大切だと思う」と答えた児童生徒の割合（大和市生活・学習アンケートによる）					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
99.0%	99.3%	98.4%	—	—	—	—	100%
（指標設定の理由） 健全な心身の育成のためには、全ての児童生徒が食事の大切さを理解する必要があるため、児童生徒の意識調査を指標として設定します。 （目標値設定の理由） 全ての児童生徒が食事の大切さを理解するため、100%を目標値として設定します。							
成果指標		小中学校給食で使用している県内産（市内産含む）の食材の割合（県内産（市内産含む）食材購入金額／総食材購入金額）					
実績値							最終目標値
R5(計画策定時)※	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11
39.6%	36.2%	40.0%	—	—	—	—	39.6%
（指標設定の理由） 県でも指標として取り上げているものであり、経年比較・周辺市比較等が行えるため、指標として設定します。 （目標値設定の理由） 県の指標が、学校給食における県内産（市内産含む）を使用する割合（金額ベース）を「現状値から維持向上した市町村の割合」としていることから、現状維持を目標値とします。 ※計画策定時は令和6年度の数値が出ていなかったため、本計画においては令和5年度を参考数値としました。							
成果指標に対する評価							
「健康でいるために、食事をしっかりと取ることは、大切だと思う」と答えた児童生徒の割合は、計画策定時と比較して減少していますが、高い水準にあります。引き続き、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、今後も栄養教諭を中心に食育の推進を図っていきます。 小中学校給食で使用している県内産の食材の割合は、計画策定時と比較して増加しました。引き続き、地場農産物を積極的に取り入れ、地産地消に取り組んでいきます。							

【施策の方向3-3】 安全安心で、落ち着いて学べる環境づくりの推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【安全安心な学校環境づくり】 施設の老朽化による諸問題を解決するために、計画的な大規模改修を実施します。また、良好な学習環境を確保するため、学校施設を適切に維持管理します。 加えて、児童生徒の安全を守るため、防災・防犯体制の整備の継続、学校安全計画等の見直しを進めます。 【大和市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施】 小学校から提出された通学路合同点検依頼書の内容を精査し、推進会議による合同点検を実施します。 【学校の良好な環境衛生の維持】 小中学校における良好な環境衛生の維持を図るため、飲料水、プール水の水質検査及び教室の空気等の検査を定期的に実施します。	
主要な施策の成果	
【営繕作業所管理運営事務】（教育総務課） ・学校からの補修要望を受け、営繕作業員が迅速に対応しました。また、作業中の児童生徒の安全面を考慮するとともに、授業時間に影響されることのないよう、営繕作業所で補修のための下準備や加工を行いました。 【小・中学校施設維持管理事業】（教育総務課） ・老朽化が進む学校施設における軽微な修繕、突発的な雨漏りや漏水等に対する補修及び電気、機械、給排水設備、防災設備等の定期的な点検や補修を行うほか、保守点検、清掃業務等を専門業者へ委託することで、適切な維持管理を行い、児童生徒が落ち着いて学べる学校の環境を整えました。 ・学校現場の要望等を取り入れながら、机、椅子等の消耗品の補充や交換を行いました。 【小・中学校備品整備事業】（教育総務課） ・各学校が要望する備品について、優先順位に応じた適切な整備を行いました。 【小・中学校大規模改修事業】（教育総務課） ・建設年度や現在の状態を総合的に判断し、学校施設の改善や設備の新設、更新を行い、児童生徒が落ち着いて学べる学校の環境を整えました。 ・文部科学省の「学校施設環境改善交付金」の対象事業については、「施設整備計画」を策定し、交付金の活用を図りました。 ・安全に夏季の体育授業や部活動等を行うため、中学校4校の体育館に空調設備を設置しました。 【小・中学校防音設備整備事業】（教育総務課） ・老朽化が進む防音設備（建具、内装、空調）の機能復旧を計画的に行い、航空機騒音による影響を軽減することで、教室内で児童生徒が落ち着いて学べる環境を整えました。 【通学路指定・補修要望事務】（学校教育課） ・児童生徒の登下校の安全を確保するため、大和市通学路安全プログラムに基づき各校から提出された危険箇所等について、交通管理者や道路管理者に交通安全対策を依頼しました。	

【奨学金給付事業】（学校教育課）

- ・高等学校等へ就学する保護者の経済的負担の軽減を図るため、奨学金を交付し高等学校への就学を支援しました。

【中学校少人数指導等非常勤講師配置事業】（学校教育課）

- ・1学級当たりの生徒数の多い中学校に対し、少人数指導等非常勤講師を配置することにより、生徒一人ひとりの個性や特徴を把握し、きめ細やかで丁寧な指導を行うとともに、身近な存在の教師が複数いることで、生徒や保護者が相談しやすい環境を整備しました。

【小・中学校学用品等就学援助事業】（学校教育課）

- ・経済的な理由により小中学校への就学に係る経費の支出が難しい家庭に対し、給食費や学用品費等の援助を行いました。

【学校災害補償事業】（保健給食課）

- ・学校管理下で発生した災害について、日本スポーツ振興センターに申請し、共済給付金の支給を受けることにより、保護者の医療費の負担軽減等を図りました。
- ・学校管理下で発生した災害に係る賠償責任に備え、学校災害賠償補償保険に加入しました。

【小・中学校環境検査事務】（保健給食課）

- ・学校環境衛生基準に基づき、各学校における飲料水の水質検査や教室の空気環境検査を行い、環境管理の徹底を図ることで、児童生徒の良好な生活環境を保ちました。

【小・中学校医療費等就学援助事業】（保健給食課）

- ・保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校で行われる視力検査においてめがねが必要と判断された児童生徒に対し、検眼料とめがね購入費を補助しました。

【学校給食費助成事業】（保健給食課）

- ・保護者の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の子どもに係る学校給食費の助成を行いました。

【児童生徒安全対策事業】（指導室）

- ・「すぐー」を活用し、不審者情報のほか、自然災害に伴う登下校の情報、更に学校行事や学校との連絡事項などの有効な情報を発信しました。
- ・市内小学校の新1年生を対象に防犯ブザーを配布しました。
- ・大和市学校防災マニュアルを一部改訂し、全校に周知し、学校防災計画の作成を推進しました。
- ・大和市子ども見守り活動協議会を2回開催し、見守り活動に係る意見交換を行いました。
- ・小学校の始業式等にあわせて、自治会等、地域の方が参加する「大和市子ども見守り隊」による一斉見守り活動を実施しました。

特記事項

【小・中学校大規模改修事業】（教育総務課）

- ・光丘中学校、つきみ野中学校、鶴間中学校、南林間中学校の4校において、体育館に空調設備を設置しました。他の中学校5校については、令和8年度に4校、令和9年度に1校の設置を予定しています。

【小・中学校防音設備整備事業】（教育総務課）

- ・中央林間小学校において、復旧温度保持除湿工事実施設計が完了しました。

【小・中学校医療費等就学援助事業】（保健給食課）

- ・めがね購入費の補助額等を見直し、めがね一式の補助上限額を18,000円から10,000円に減額するなど、上限額の引き下げを行いました。

今後の主な課題

【小・中学校大規模改修事業】（教育総務課）

- ・施設整備を実施する上で、各種補助金の動向にも注視しつつ、常に現状を見極めて優先順位の見直しを行うなど適正な時期に改修を進める必要があります。
- ・令和8年度から令和10年度まで段階的に実施される中学校35人学級制移行に伴い、各校の教室数に不足が生じると見込まれる場合には教室確保に向けた対応を適正な時期に進める必要があります。
- ・猛暑による熱中症から児童生徒を守り、安全な教育環境を確保するため、老朽化した空調設備などを計画的に修繕する必要があります。

【小・中学校防音設備整備事業】（教育総務課）

- ・防音工事対象区域の見直しにより、防衛省の補助対象となる学校は減少しましたが、対象校については、南関東防衛局と協議し、計画的に事業を進めていく必要があります。

【通学路指定・補修要望事務】（学校教育課）

- ・令和7年度の児童生徒の交通事故件数は前年度と比べて横ばいとなっていますが、件数を減少させるため、児童生徒の目線に立った通学路の安全対策について、検討する必要があります。

【奨学金給付事業】（学校教育課）

- ・所得増加や物価高騰等の社会状況を踏まえ、給付額や経済的要件等について、他市の状況も参考にしつつ、見直しを検討する必要があります。

【小・中学校非常勤講師派遣事務】（学校教育課）

- ・講師登録について広く周知を行い募集に努めているほか、退職教員への連絡等を行い教員の確保に向けて取り組んでいますが、非常勤講師の急な派遣要請は対応できない場合もあるため、今後も継続して幅広い人材の確保に努めていきます。

【小・中学校学用品等就学援助事業】（学校教育課）

- ・就学援助の認定基準や援助項目について、他市の状況も参考にしつつ、見直しを検討する必要があります。

【学校災害補償事業】（保健給食課）

- ・学校で事故が起きた時に適切な対応が取れるよう、学校と緊密に連携することが必要です。

【児童生徒安全対策事業】（指導室）

- ・設置当初の目的を果たしたことから、令和7年度をもって大和市子ども見守り活動協議会を廃止しました。そのため、各学校における「大和市子ども見守り隊」の活動が持続可能なものとなるよう、支援方法について検討を行う必要があります。

成果指標		老朽化対策実施件数					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
4件	3件	6件	—	—	—	—	3件
(指標設定の理由) 学校施設を適切に整備するため、老朽化対策の中でも建物の寿命に特に大きな影響を及ぼす「外壁工事」と、児童・生徒の学習環境に直接関係する「空調工事」の計画的な実施が必要なことから、指標として設定します。 (目標値設定の理由) 市内28の小中学校を適切に整備するために計画的に実施する必要がある、「外壁工事」と「空調工事」を合わせた工事件数を、毎年度の目標値として設定します。 【計画工事件数：28校÷20年×2（外壁+空調）＝2.8→3件/年】							
成果指標		大和市交通安全プログラムに基づく合同点検の実施件数					
実績値							最終目標値
R5	R6(計画策定時)	R7	R8	R9	R10	R11	R11
5件	4件	4件	—	—	—	—	5件
(指標設定の理由) 通学路の安全確保のため、通学路交通安全点検を実施していますが、より重要性の高い案件を教育関係者、道路管理者、交通管理者等で合同点検を実施していることから、指標として設定します。 (目標値設定の理由) 各関係者が現実的に合同点検や修繕等が対応可能な数であり、かつ児童生徒の安全を確保できるものとして目標値を設定します。							
成果指標に対する評価							
「老朽化対策実施件数」は、学校生活における学習環境を向上させるため、補助金等を活用し、外壁改修工事2件と空調改修工事4件（設計委託を含む）を実施しました。学校施設全体の老朽化が進んでいることから、今後も計画的な改修を進めていきます。 「大和市交通安全プログラムに基づく合同点検の実施件数」は前年度と同数にとどまりました。今後も合同点検による通学路の安全対策を適切に実施し、児童生徒の安全を確保していきます。							

【施策の方向3-4】 教職員が働きやすい環境づくりの推進	【施策の達成度】 B
主な取り組み	
【教職員の負担を軽減するシステムの導入】 これまで校務支援システムや留守メッセージによる電話対応を導入してまいりました。令和6年度には、教育委員会や学校と各家庭の連絡ツール「すぐーる」を導入し、連絡の利便性の向上と教職員の負担軽減を図っており、今後必要に応じ導入に向けた取り組みを行います。 【スクールサポートスタッフの任用】 教職員が本来業務に専念でき、また業務の負担を軽減できるよう、スクールサポートスタッフを任用します。 【部活動の地域移行 ^{注2}】 中学校においては、部活動の指導が教職員の大きな負担となっていることから、地域でご協力いただける方の力をお借りし、部活動を地域へ移行することで、教職員の業務の負担軽減を図ります。 【給食費の徴収方法等の見直し】 給食費の徴収等の事務は、教職員の大きな負担となっていることから、公会計化など徴収方法等の見直しを検討します。 【安全衛生委員会の実施】 教職員の安全衛生の確保と労働環境の改善のため、安全衛生委員会を設置しています。職場巡視や学校衛生委員会、安全衛生推進委員会などを実施し、安全衛生の確保や労働環境の改善を図ります。	
主要な施策の成果	
【教職員人事事務】（学校教育課） ・転任、配置換え、採用、昇任等の人事異動を合理的かつ効率的に実施し、各教職員が教育職としての目的を達成できる環境を整えることで、児童生徒が落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めました。 【教職員互助会支援事業】（学校教育課） ・市立学校教職員互助会の活動を支援し、教職員の福利厚生の充実と福祉の増進を図りました。 【教職員健康診断事務】（保健給食課） ・教職員を対象とした健康診断とストレスチェックを実施し、教職員の疾病の早期発見と予防、健康の保持を図りました。 ・ストレスチェック調査票の回収率は80.5%で、高ストレス者割合は9.7%の結果でした。ストレスチェックの集団分析結果の総合判定は、全国平均と比較し、良好な結果でした。	

^{注2} 大和市学校教育基本計画（2025～2029年度）策定時は、文部科学省は「地域移行」という名称を使用していたが、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省策定）において、「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されたことが明記されています。

【中学校部活動等支援事業】（指導室）

- ・部活動の段階的な地域展開に向けて、地域のスポーツ・文化の中心的な担い手である各団体と市、学校が連携協力するため、スポーツ団体や大和市中学校体育連盟（中体連）の代表者等を委員とする大和市部活動地域移行推進協議会を開催し、地域展開の現状、今後の方向性や進め方などの議論を行いました。
- ・令和7年度より新たにN I T T A I C L U Bの指導者養成プログラムを指導者の研修として位置づけ、指導者の資質や能力の向上を図りました。

【教育ネットワーク運用管理事業】（教育研究所）

- ・各種申請の電子化や簡略化を行い、教職員の業務の負担軽減を図りました。

特記事項

【教職員人事事務】（学校教育課）

- ・令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、学校における働き方改革を一層加速させるため、全ての教育委員会において、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが義務付けられたため、本市教育委員会においても、「大和市立学校教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」（令和8年4月施行）を策定しました。

今後の主な課題

【教職員人事事務】（学校教育課）

- ・教職員の不祥事防止、ウェルビーイングの向上の視点からも、働き方改革を推進する必要があります。
- ・教職員不足や長時間労働の是正、教職員の心身の健康維持など、教職員が教育に集中できる環境を整え、風通しのよい職場環境づくりを検討していきます。

【教職員健康診断事務】（保健給食課）

- ・ストレスチェックについては、受検の強要や受検しない対象者に対する不利益な取り扱いに当たる行為がないように配慮したうえで、多くの教職員に受検してもらえるよう、工夫を施しながら各学校に受検勧奨を継続していく必要があります。
- ・引き続き、高ストレス判定者に対して、医師による面接指導を勧奨していく必要があります。

【給食費管理事務】（保健給食課）

- ・引き続き、公会計化など徴収方法等の見直しを検討します。

【中学校部活動等支援事業】（指導室）

- ・文部科学省では、令和8年度から6年間を改革実行期間と位置づけ、令和13年度末までに全ての部活動において、地域展開を実現することを掲げています。
- ・令和7年度は、全生徒の75%程度が部活動に参加しており、その教育的意義は大きいことから、本市では、完全には地域に移行せず、学校における部活動を継続していきます。
- ・今後、大和市としての部活動地域展開の在り方を定め、拠点校部活動の仕組み作り等、持続的な運営体制の整備を進めていくことや運営費用の確保が求められています。

【教育ネットワーク運用管理事業】（教育研究所）

- ・教職員の業務の負担軽減を図るため、情報機器導入やセキュリティインシデント対応等の複雑になっているフローを整理して分かりやすくするなど、引き続き各種申請や手続きの見直しを行い、効率化を進める必要があります。

基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育みます

〔総合評価〕 **B**

〔基本目標3に対する評価、及び目標達成に向けた施策の展開方針〕

施策の方向3-1「健康な心身を育成する健康教育の推進」については、自分自身を肯定的に考えられる児童生徒の割合や、運動やスポーツが大切であると理解している児童生徒の割合は比較的高くなっています。今後も心の健康と体の健康の両方が大切であることを伝えていきます。

施策の方向3-2「健康な心身を育成する食育の推進」については、食事の大切さを理解している子どもたちの割合は非常に高い水準にあり、ほぼ全ての児童生徒が食事を取ることの大切さを理解できています。今後も引き続き、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けられるよう、食育の推進に取り組んでいきます。

施策の方向3-3「安全安心で、落ち着いて学べる環境づくりの推進」については、学校施設全体の老朽化が進んでいることから、今後も計画的に補修や改修工事を進めていきます。また、子どもたちが安心して学校で過ごせるよう、家庭・地域と協力していきます。

施策の方向3-4「教職員が働きやすい環境づくりの推進」については、学校教育の改善・充実を進めるにあたって、その基盤として全ての教員が心身ともに健康でやりがいを持って教育活動を遂行できるよう、教員の働き方を改善することが求められています。そのため、教員の働き方改革を推進し、働きやすい環境を整備していきます。

全体としては、各施策の方向に向けた取り組みを行うことで、概ね目標とする成果が表れています。引き続き、安全安心な環境を整え、健康な心身を育めるよう取り組んでいきます。